

區域をシキテ境サカとなすもの、(神籬は即ち是なるべし。)神代紀の坂樹の文字を以て松屋は假借なりと爲せども、私記に坂樹刺立爲祭神之具と記せるより推して義あるを覺る可く、傳二卷境原宮の名義の注に其舊趾の處を今は榊原と云ふと記せり則ち是に依て境榊の二語間の關係を暗示する者あるが如きを想ふ可し。之れを約言せむに現代桐楊を以てサカキと爲すは正しく平安期以來にして、古代(萬葉時代に在ても亦然り)に於ては境木サカキ社木サカ神木カミ杜木モリキに香

## 平安朝文化と庶民階級 (上)

文學士 西 田 直 二 郎

平安朝の庶民の階級が如何なる點まで其時代の文化に接觸し、之れを享受したかと云ふことを聊か論じて、平安朝に於ては常に觀察の中心になる

の有無を問はざりしが故に、香木中にも普通に發見せらるゝ檜は焼香の風習ある佛教傳來と共に所謂漢心カウより有香なるが故に採用せらるゝに至り更に伊勢神宮其他祭神に之れを用るは後世神佛混淆に伴ひ起りたるものなりと推想せむとす。榊につき尙ほ説かんと欲する点ありしが、文冗長に流るゝを恐れて後日を期することゝせり。此編を終るに臨み守部の難語考(山彦冊子)に「賢木葉の香の一項あるを知れども見るに及ばりしを遺憾とす

貴族ではなく、餘りに注意に上らない庶民の方面から時代文化の性質と、社會生活の一部を窺ひたいと思つて此の試みをなしたものである。問題の順序として、平安朝の庶民階級とは何を

意味するか、又如何なる性質のものであるかを一言して置く必要がある。

庶民と言ふ語は、吾人は此處に當代の貴族社會に對して此れを用いたに過ぎない。當代文化の荷擔者と見做されて居る貴族に對して下級の社會を形作るどころの一般庶民の意である。平安朝に於ては、民庶、庶民、又は庶人の語があり、或は天下百姓の語を以て汎く一般庶民を表はして居り、之れに相當する、文字にては黔首、黎民の語が詔勅などの文中に多く見ることが出来る。又平民と云ふ語も、奈良朝から平安朝にかけて屢使用されてゐた。私は此等の文字の意義と其者の性質に就いては別に私見を陳べたく思ふのであるが、本論文の主旨に於ては必しも其語の嚴密なる字義と其等の異同を此處に穿鑿するを要せない。只此時の社會階級の上から見て、上層階級に對する一般衆庶とするに外ならぬ。固より庶民の間に於ても社

會事象の複雑なるにつれて其間の差等も亦少からざるものあるけれども、時代の制度の上には於ては貴胤と賤種との間には明らかな區分をなし得るものであるから、庶民階級の語は此間に於て餘り大なる混雜を持來すことなしに受入れらるべきものであらう。

平安朝の庶民が從來多く歴史研究の視野から逸れてゐたことは、從來の歴史研究の態度から生じた自然の結果であつて、一は其資料の乏しきによるが又一は其研究の價値が少いとせられてゐたに因るのであらう。此時代の政治が一門流によつて壟斷せられてゐると同じく當代の彩麗なる文化は貴族階級の専有として之れを決定して其文化の成立と其實狀には注意したが其文化の流動し、移行する機縁についての觀察に於ては尙疎略であつたがためにも又因るであらうと思はれる。故に私は從來の所説と其立場を幾分更めて考へて見るこ

が出来ないものであらうかと思ふにつけて、享受の方面から考察せんと試みたのである。私がこゝに享受の語を用ふるの意は上層階級の文化を下層が如何に之れに接觸し得るか、又其滲透によつて之れを享け樂むことが出来たかと云ふほどのことであつて、生硬な熟字によつて意義の通じ難い誤から免るゝことを得るならば尤も幸とするところである。

従つて享受する機縁を考へる上に於ては當代の社會生活を前提として見なければならぬ。

社會生活が齎らす諸種の機能を歴史の上に探ることは至大の困難事である。近時の研究が社會的諸事項に其歩を進め來りて、社會生活によつて生じ來る人生の諸方面の事實は多く闡明されてゐるが猶ほ其處には、把握されない或るものを遺すやうに思はれる。丁度多くの人數と様々な家屋を集めて考へても遂に大都市の生活を説明し得ないや

うに、集合せる生活と、有機化せられてゐる組織と、種々の特殊の心理的現象の表現を醸成する社會の生活は史料から史料に薄明の光によりて跡つけて歩む歴史家にとりては社會生活の機構の理解は可成困難なる仕事である。

平安朝の社會に於て、其制度、風俗服飾が論ぜられるが、其等は局面を語るに過ぎない、而して又貴族の生活と庶民の生活は大なる差等のあるは事實であるけれども。相對稱をなしてゐるもの、内には研究者の腦裏に觀念的に兩者を區分して造り上げ其れから囚はれて、事實を却つて峻別した嫌があるかと考へられるものもある。或は之れを以て尙然らずとするも、貴族と庶民との關係の觀察に就ては餘程機械的に見て居ると云ふ觀があると思はれる。貴族と庶民との文化生活を區別し之れを社會的に固定せるもの、如くに説くときには、次の時代の鎌倉時代が文化の下降と云ふものを認

めながら其れまでに行く推移に就ては説明が甚しく窮屈となつてくるのである。此の區別せられたる貴族が、貴族でない武士や庶民に文化を傳へる工合を説明するに如何にするか、或は平安朝末期の社會的變動を以て説明するか、武士階級の勃興を社會的變動に歸するか、吾人は此處に於て社會的變動以前に社會生活を考へる必要ありとするのは是れであつて、社會生活に於ける心理的關係を考へ、社會生活が惹き起す必然の現象の上に着目して、此問題の研究を進めて行きたいと思ふのも亦此れが爲めである。

## 二

平安朝の庶民階級が時代文化と相接觸し、其れを享受し、之れに浸染さるゝことを考へる上に於て、注意すべきは當時の帝都にして且つ唯一の都市と云ふべき京都が如何に此の關係に於て意義を有してゐるかと言ふことである。私は先年「平安

朝の京都」の一篇を草して、『藝文』誌上に載せ、京都が當代文化に對して如何なる職分をなしたかと言ふことを論じた。其内に於て、平安朝の京都は已に近世的都市の形貌の一部を備へて居て、都市の集中が行はれ、地方人を吸取したことを認めたと共に又都市住人の地方移住があつた。即ち都市が地方民に對して求心的及び遠心的の運動があつたことを述べた。而して此の地方民の京都來住及び都市人民の地方移住は文化の傳播と攝取とに於て重要な意義のあるは勿論であるが、又此に論ぜんとする庶民と時代文化の接觸享受に於て、先づ着眼すべき好目標たるは言ふを須ひない。此に於て私は一步進めて、平安朝に於て都市として見るべきものが唯一であつて、而して其れが帝都であつたといふことは庶民と時代文化の接觸に於て如何なる意義を有したかと云ふことを一應考へて見たい。私見は斯く斷じたく思ふ。平安朝文化は一

般に變化に乏しくして全体に通じて一樣であること云ふ感あらしめるものは、平安朝の都市が唯だ一であつたため、即ち文化淵源地が唯一所であつたが爲であること云ふことに負ふこと無しとせない。他の關係からの説明も固よりつけらるべきではあるが、其一理由として、文化の發する源が唯京都の一所に止つてゐたと云ふことも考へ得べきであらう。此點は、次の鎌倉時代が兎に角京都と鎌倉に於て風貌を異する生活と、其生活から發生する思想感情を時代文化の上に灌いたのとは異り、又徳川時代が各地に大小の發達せる都市のあつて地方的文物の見るべきものがあり、複雑多種の文化要素を含有してゐたのとは趣を異にしてゐると見るべきであらう。而して平安朝京都の一樣の文化が即ち庶民が接取享受すべき文化であつたと云ふことは、何を意味するか、是れは、庶民の享くる所亦一樣のものであつたことは自ら明かであると共

に、又庶民が傲はんとする其目標と中心が確定してゐることであらう。従つて又其結果として來る所は、庶民の享けたところも榮耀なる貴族文化と同性質のものであつた。他に求むるの道がなかつたであらう解釋しなければならぬ。其享くるころは大に制限せられてゐて、其小部分の模倣たるに止まつたであらうが、而し其性質は同様のものであつた。併し、庶民は此者を其生活に調和するために、其者に稍、轉向の氣運を持ち來らしめた。而して其轉向は全般に通じて實際的、とも云ふべきものであつて貴族の紛飾的、形式的、奢侈的のものが此處に實際的の方向を採つたのである。

又庶民の間に特有なものの庶民から發生した新儀は、此時代にもあるが、其れは大抵は上品なものでなく、其無智から來た所の結果を常に含んでゐるものであつた。此時代の文献に「猥雜」と云ふ語などを用ひられてゐるものは多くは庶民から産ん

だものであつた。

而して是等の間に於て貴族文化と庶民との調和の上  
に大なる役目をなしたものは時代の宗教信仰で  
あることを看取することが出来る。吾人は餘りに  
抽象的な議論に趨つた。吾人は此等の關係を細叙  
するために一は政治的、經濟的、事情の上から、又一  
は文藝又は一般教化の上から、而して最後に宗教  
信仰の現象の上から考察して見よう。

### 三

先づ政治に於ては天皇の下に臨みたまふは、民  
をして安きを得しむるにあることは言ふまでもな  
い。政治本來の精神は衆庶を度外に置くことの出  
來ぬものである。佐<sub>三</sub>下民一者天也。文德實錄仁壽元年八月癸丑  
は當代政治の思想を考ふべきものである而して政  
治思想の上に民庶が特に重く表はれてゐるは支那  
の農本主義から來たものがあつた、百姓の疾苦は  
朕の不徳なりとせられたことは歴代詔勅の中に窺

ふことが出来る。「飢餓繁興、疫厲相尋此皆朕之過  
也、兆庶何辜」續日本紀大同三年五月辛卯の如きは其例を擧ぐる  
に違ない、而して聖慮が果して衆庶に宏恩を及ぼ  
したかど云ふ實際上の論は今此には説く所ではな  
い。吾人は當代政治が 詔勅又は官符の文字通り  
に行はれたとは固より信じない。尤も斯くの如き  
ことは何の時代に於ても條文通りの設施が常に活  
用せらるべきものでないかも知れぬが、要は程度  
の問題に過ぎない私は此處に只其思想のあること  
を述ぶるばかりである。而して政治思想の内に於  
て窺はれることは、其内に明かに二種の思想の包  
含されてゐることである。即ち其一は、民をして  
經濟的の充息を興へると云ふこと、其二は人文風  
教の振興を之れによつて求めやうとすることであ  
る。「國家隆泰の要は民を富ますにあり。民を富ま  
すの要は貨食にあり」とすること、「衣食の饒あつ  
て人に廉耻の心生ず、形錯之化爰に興る」續紀、靈龜元年十

月<sup>乙</sup> 卯詔とは常に相双ぶ處であつた。而して此等に伴つて來る所の社會政策的の施設として收富人物、貸給貧人<sup>享願本三代様弘仁十一年五月廿七日官府</sup>とする如きことは其例を此に事新らしく説くを要せざるものである。

併し此等のことを擧げて私は、其文字を謳歌して、平安朝の政治が庶民の福祉を常に念慮に措いて其れの増進が行はれてゐただらうとするのではない。私は尙此等の政治思想は只順序として一顧するだけのこと、し、之れを暫く措いて、尙他の方面から考察して見やう。其れは時代の思想から推察して、此時代の治者階級を支配したと考へらるべきものを以て庶民階級が如何なるところに貴族の階級と相接觸するかを見たい、是れは文字の上から政治思想の考察よりは餘程適切であるまいかと考へるのである。

此時代の貴族、其内にも尙上層に位する所の者を動かした。一の思想は「盈滿」と言ふことである。

盈滿と云ふ語は屢々此時代の文獻の上に見る所であつて、其の意味は、欲求の飽滿を以て災厄を招くとする所のものである。即ち盈滿を懼れる貴族階級の思想は盈滿より生ずる災厄を避けるが爲めにとる方法は、遂に轉じて庶民階級との接觸を見ると言ふことを説きたいのである。此れは稍々説明を要する事項に屬するを以て、本篇の論旨の迂曲を來たす虞れはあるけれども、盈滿の釋義を此間に挿んで、私の此の憶説についての主意を辨明説述したい。

盈滿の語義は漢土に之れを求むべく已に盈滿之戒<sup>一</sup>と云ふ語も見ね、「日盈則食、月盈則虧」の考などが教養ある平安朝の貴紳に於ては稀れに見るものではなかつたに違いない。盈つるものは虧け盛者は衰ふとの思想は當代人士を支配した、竹取物語に若き女の「月の顔を見るは忌むこと、制しけれど」とあるが如きも其盈虚を恐るに外ならぬ。

此の思想は當代政治の上に表はれて盈滿の名の下に極官高位を辭するの辭としたのである。文德實錄、天安元年三月辛丑四日、太政大臣良房の表を上るの中にも、「停<sub>ニ</sub>此崇高之號、鎖<sub>ニ</sub>彼盈滿之灾<sub>一</sub>」とし又重ねて甲辰七日、の表を抗するに於ても、「暫安<sub>ニ</sub>鐘漏<sub>一</sub>稍存<sub>ニ</sub>止足<sub>一</sub>……上天虧<sub>レ</sub>盈」の語があり、同じく。五月丙午十日の表に於ては、「釜滿則人慨<sub>レ</sub>之、人滿則天概<sub>レ</sub>之。臣居<sub>ニ</sub>盈溢<sub>一</sub>深以戰兢」の文を以てし、又三代實錄貞觀八年十二月十一日の表言亦「何使臣坐<sub>ニ</sub>羅盈滿之灾<sub>一</sub>」の語を見るは盈滿を忌避する思想を窺ふべきである。菅原道眞が再び右大臣を辭する表の中に於ても、「人孰恕彼盈滿、顛覆急於流電」とある。併し尙之れは上表の文字にして眞意と別なりとせんも、尙他に此思想の流行を考ふる料に乏しくない。同様の事例は台記の内に於ても見ることが出来る。台記久安六年六月二十四日の條に、舞人左衛門尉狛則康が去る十四

日出家したることを記して、則康が先年狛行則等の儕輩を超えて當職に并したるを以て、「世以爲<sub>レ</sub>非、因<sub>レ</sub>之有<sub>ニ</sub>此殃<sub>一</sub>、天道惡<sub>レ</sub>盈、信哉此言」とある如きも蓋し此思想に外ならない。時代下りて山槐記が治承二年六月二十日平重盛の上表して内大臣を辭したるを以て是れ「被<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>高滿之由<sub>一</sub>歎」とせる高滿の義も亦此と同様旨趣に基くものとしなければならぬ。

斯くの如きは多く官位昇進の場合に於ていあるが、凡そ欲求の滿足を遂ぐることは天の盈滿を惡むがために新たに災を招くものたりとする思想は茲に其災患を避けんがために採る方法としては一は出家入道して桑門に歸するにあると一は施與であると思はれたやうである。出家のことは今多く論する必要がない。併し施與は庶民階級との接觸に於て一顧の價値があるものである。藤原師輔の「九條殿遺誠」の中に家中得る所の物各先づ十分之

一を割いて以て功德の用、歿後の事に充つべきを説いてゐるは、貴族階級の教養から施與の思想の發生する所のものを説明するものである。是れはやがて、庶民階級との接觸を考ふる機縁である。而して此の如き修善功德の業は、個人と一家の間にのみ的事件ではなく、公私の分界の嚴密に附かない當代政治行政の上の問題であらねばならぬ、此れ等のことからして此時代に數多く見る施與賑給も又此關係からも見る要がある。

尙此の時代貴族階級に働く思想上の事項は宗教上の信仰から來る處の福田の思想である。奈良朝から引き續き佛教信仰が政治の運用の上に影響として福田の思想は注意に値するものである。福田はいふまでもなく、我が福德を増多ならしむるものは悲田、敬田にありとすることにて、一は貧窮病老に施惠し、一は三寶に供養することである。孝謙天皇の勅に續日本紀天平寶字元年「朕與衆生、三擅福田十二月辛亥八日勅」

窮於來際」の文字を見る。三擅は即ち三施にして財施、法施と無畏施是れである。かくの如く福田施與は、三寶の恭敬と共に、鰥寡孤獨、貧窮老疾と不能自存者に賑給し施藥救療することが歴代政道の嘉模なる狀をなして平安朝に於ても行はれて居た。是等は單純に形式的となり易い政務の執行とは稍々趣を異にして居る。即ち是れは其身の善業たる點に意義がある。單純に治者被治者の關係をのみ以て律すべき性質のものと異なるものと見ることが出来ないであらうか。

天平勝寶の七歲十月、時の太上天皇である聖武天皇が寢膳宜しからざるの時、孝謙天皇勅して「救病之方、唯在施惠」、「延命之要、莫若濟苦」と宣せられて、孤獨窮疾を賑恤し湯藥を給せられた如きは唯單なる利他のみではなく、又以て自利の方便とした思想の一斑を窺ふことが出来る。

又、貞觀七年二月十日詔三代實錄には肥後國阿蘇郡

の神靈池、故無く沸騰するや、龜筮是れ兵革の凶なりとした時、即ち寺社に薰修奉幣をすると共に又孤獨、不能自存者を優賑し、又天安二年以往稅祖の未納を蠲免して以て風塵の未兆に静めんことを冀ふたことを記してゐる。是れは救恤仁令が災妖を未然に防ぐものとしてゐたのである。

かくの如きは賑給優恤の出づる所其義一つでない。是等からして時代の下層の階級が時代の文化から受くる所のものを見ることが出来る。

かやうにして行基が孤獨を矜むために置いた攝津國の俣獨田百五十町は弘仁の頃まで續いてゐた<sup>(二)</sup>延喜式には武藏國悲田料を定めてゐる<sup>(三)</sup>天長から貞觀の頃までの間には京都の八條二坊には乞人の爲めに板屋を作つて其の居る所と爲した。<sup>(四)</sup>朝廷より貧者と飢民に賑給のことは此處に擧ぐるに堪はない宮中の齋會齋講に米鹽飯藻と新錢の欲興に就いても亦其例數ふるに餘りがある。<sup>(五)</sup>同じや

うに、和氣清麻呂の第二千仲世は、天長四年近江介となり、其得る所の俸祿を貧民に施給した<sup>(六)</sup>伴善男の應天門を燒くの變に坐して土佐流された紀夏井は配所に於て藥をとりて煉つて民に施した<sup>(七)</sup>かくて地方に於ても斯かる風の事實は多く見ることが出来る、官も地方民が此風に倣つて窮病を救ふものに賞してゐる延暦廿四年七月廿日には常陸國人生部連廣成が私物を出して屢々貧民を救ふために從八位を授けられ<sup>(八)</sup>日本後紀、嘉祥三年七月には伊豫國力田物部連道吉等が同様私物を以て窮民を賑贍して叙位せられてゐる。かゝる例證の多少を以て最も下層の階級が賑恤に預つたからとて直ちに庶民階級が貴族の荷擔する文化に接觸したものだとは言へ得ないかも知れぬ。或は此くの如きことはもと貴族階級の憐憫の情から來るものであつて、庶民階級が享くる文化でないこと云ふかも知れぬ、併し、此に言ふ所のものは上流階級が如何

にして其下層のものを考慮の内に入れるかと云ふ機縁を説明したいとするものであつて、如何様に時代の文化生活が庶民の上に向つて來るか云ふことになる。而して當代の政治の運用が、只駢體の文字から判斷して之れを正しく信ずることの不可なると共に又凡てを否定し行かうとする態度に對しても尙幾分の考慮を要するのではあるまいか。吾人は尙之れについて後に述ぶるところがあるが、主旨を簡約する爲めに次の事情に進めて行きたい。

(一)魏文帝戒盈賦、酒酣樂作、嗚然盈滿之戒の如きがある。

(二)日本後紀廿二、弘仁三年八月癸丑廿八日勅、在三攝津國一惲獨田一百五十町、宜令國司耕種。所護苗子。毎年申官、侍被處分、然後用之、惲獨田者、故大僧正行基法師爲矜孤獨所置也

(二)延喜式主稅武藏國悲田料四千五百束

(三)三代實錄、貞觀七年六月十四日

左京職言、天長年中 於八條二坊、造立七間板屋一字以爲同

人所居

(四)三代實錄、貞觀二年五月十一日

三代實錄、貞觀二年十月 等

(五)三代實錄仁壽二年二月丙辰十九日散位從四位上和氣朝臣仲世卒の條、(天長)四年爲近江而、所得條錄施給食民

(六)三代實錄貞觀八年九月廿二日、大納言伴善男等五人を遠流に

處する條、夏井：閑醫藥之道、配土佐一之後、自往山澤採藥、合煉以施民、民多得其驗

#### 四

第二の當代の文藝學問或は一般教化乃至趣味が庶民と如何に交渉したかを見たい。是れは教育の機關が庶民を容れなかつたこと、即ち大學は勿論地方にある國學は其規定には庶人の聰良なるものは滿數ならざる時には入學を許して居るけれども事實は如何ほど之れが實行されたかは知ることが出來ない。諸氏の建つる所の私學は又同じく庶人を教化しなかつたであらう。綜藝種智院が其建設の主旨を唐土の閩塾に倣ふ所であつて、閩塾は蓋

し小規模の坊間の學塾たりしに過ぎざるべく、唯之れは一般の教學の爲めに開いた點に於ては庶民と關係し來るべきものであらうけれども、遂に時代の庶民の教化を高むるほどのことは此に求むることの出來ないものであつたであらう。而も之れさへ如何ほど持續したか明らかでないされば一般庶民は後に述ぶる如く、身を桑門に投じて内典修磨の業を積むにあらざる以上は遂に鳥跡を學ぶことが出來なかつたと見なければならぬ。併し此時代の如き貴族と庶民の間の劃然たる畛域の設けられたる社會に於ても、其生活の間に起つて來る模倣は下層の階級が上流の生活と趣味の或る部分を倣ふことが行はれたことを認めねばならぬ。丁度上流の社會が下層の間に發生した卑賤な行事や信仰を採用したと同じやうである。平安朝に於ける文學の隆盛殊に和歌の盛行は低い階級にも歌詠むもの多かつたことなどを考へられる今昔物語の内

に、京にて鏡を賣りに來る賤しき女が鏡に歌をかきつけた話がある。又同じやうに住丹波國一者妻今昔物語 卷三十讀和歌一語。田舍人なんども心に情あり、播磨國郡司讀和歌語今昔物語 卷三十。又は大隅國郡司讀和歌語全上などにある京より勾引され來りける女さては、「甲斐ナキ田舍人ノ中ニモ」歌讀む者もあり「努々不可<sub>レ</sub>蔑」としたなどは、時代風尙が浸染する有様を見るべく、其他風俗の如きにも又模倣が下層に行はれてゐたことは推するに難くない、上流の奢侈に倣ひて婢僕の猶ほ越綾を着るものあり、又地方にても庶民の間には絹を着ることのあつたと思はれるのは、今昔物語にある殖槻寺觀音助貧女給語には、父母を亡ひし貧女の隣の家より絹米を送られて「絹ヲバ縫テ着給ヘ米ヲバ酒ニ造テ貯ヘ給ヘ」と言へるも、目に着く資料である。

かくの如きは、僅かに其一斑を窺ふものたるに

過ぎないけれども、私は上流の生活の一部分は矢  
張り庶民の間に模倣され、其文化的享受として其  
生活の向上があつたことゝ考へたい。庶民階級の  
凡てがいつも土芥の如くに蠢々たる生活に甘んじ  
てゐたのではないと云ふことが多少とも認められ  
るならば其れでよいのである。或はかゝることは  
何の時代に於てもあることで事新らしく述ぶるの  
要がないものであるとするかも知れぬが、私は平  
安朝と云ふ特定の時代に於て、此の事には多少の  
意味がある此の久しき間、兎に角大戦亂を見るこ  
となしに、太平が続いた云ふことは文化の上から  
見て其發達と國民生活上に好結果を持ち來したも  
のであるとしたいので常に國司の收斂や庶民の悲  
慘なる生活の一面のみを説いて平安朝の文化が階  
級的に一層廣がつてくることを度外にする從來の  
研究の態度に對して辯じたいのである。而して庶  
民階級の文化接觸は如上の説述にては尙薄弱にし  
て未だ其の臻る處に達せざるの觀がある。此に於  
て吾人は第三の宗教信仰の方面に就いて考察する  
要がある。

## ヘンリ四世時代の獨逸 (上)

特に都市の勃興に就いて

文學士 植村清之助

### 一 序 説

教界革新、法權振興の二大方策を提げて奮闘し  
た法皇グレゴリ七世と時を同うして出たザリエル  
朝(フランケン)第三代の獨逸皇帝ヘンリ四世は、